



都の地域医療構想策定に関して要請書を提出 ～ 病床確保のため、区と区議会が一体となって都へ要望～

と き 平成 27 年 7 月 10 日 (金)

10 日、練馬区の山内副区長と地域医療担当部長が都庁を訪れ、「地域医療構想の策定に関する要請書」を都の福祉保健局長へ手渡した。

山内副区長は、「練馬区の人口当たりの病床数は 23 区で最下位である。今後地域包括ケアシステムを構築していくため、在宅療養を担う病床は自治体を単位として設定してもらいたい。また、病床の偏在を地域医療構想や保健医療計画に盛り込んでいただきたい。」と、都が策定する地域医療構想に対し要望した。

対応した都の梶原福祉保健局長は、「策定部会において検討を進めているが、区市町村ごとに状況が違う点も考慮しながら策定したい。」と話した。

なお、練馬区議会も同日、「地域医療構想の策定に関する意見書」を提出し、病床確保のため区と区議会が一体となって都へ要望した。



【梶原福祉保健局長（右側）へ要請書を
手渡す山内副区長（左側）】

【都の地域医療構想とは】

医療介護総合確保推進法の施行により、平成 27 年 4 月以降、都道府県は医療計画において地域医療構想を策定することとされた。都は、本年 4 月に保健医療計画推進協議会のもと地域医療構想策定部会を設け、平成 28 年 5 月ごろの策定をめざし検討を進めている。

【区の現状】

- 1 長らく医療過疎が続く練馬区（人口は 23 区で 2 番目に多く、面積は 5 番目に広い。人口 10 万人あたりの一般・療養病床数は 23 区で最下位）
- 2 実態と大きくかい離する二次保健医療圏（区民が区外病院に入院する割合は 7 割。同一医療圏（練馬区、板橋区、豊島区、北区）の病院に入院は 5 割。患者の流出入の実態とかがい離が生じている。）
- 3 日常生活圏に求められる医療と介護の連携（区の療養病床は、23 区平均 182 床の約半数の 86 床。地域包括ケアシステム構築のためには在宅療養を担う病床は自治体ごとに必要数を整備する必要がある。）
- 4 切迫性が指摘される首都直下地震への対応（災害時には、基礎自治体である区民の生命・健康を守る責務を負う。しかし、災害時の初動態勢で大きな役割を担う病院の整備は進んでいない。病床の地域的な偏在を改善する必要がある。）

【都への要請事項（3 点）】

- 1 自治体ごとの患者の受療動向や 2025 年の医療需要の推計データ等、構想区域を設定するために必要なデータを明らかにしたうえで十分に検討してください。また、その検討経過を公表してください。
- 2 国が病床機能報告制度で示している高度急性期、急性期、回復期、慢性期の機能は、その区分ごとに医療圏を設定してください。そのうえで、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養を担う病床は自治体ごとに必要な数を整備する必要があることから、回復期、慢性期は基礎自治体を単一で区域に設定してください。
- 3 急性期の病床配分は、災害時の対応を踏まえ、自治体規模（人口・面積等）や既存の急性期病院の配置状況を総合的に勘案し、人口当たりの急性期病床数が少ない自治体に優先して配分してください。また、病床の地域的な偏在を改善することを地域医療構想および保健医療計画に盛り込んでください。